限定承認公告

本籍東京都葛飾区四つ木一丁目三四番、最後の住所東京都葛飾区四つ木一丁目三四番一一号　被相続人　亡　眞野　崇

右被相続人は平成二十一年十一月十日死亡し、その相続人は平成二十二年一月十五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十六日

東京都葛飾区四つ木一丁目三四番一一号

相続財産管理人　眞野　紀幸

限定承認公告

本籍滋賀県東近江市小八木町七二二番地、最後の住所東京都青梅市畑中二丁目一五六番地　被相続人　亡　外村　憲平

右被相続人は平成二十一年十月二十九日死亡し、その相続人は平成二十二年一月十三日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十六日

東京都杉並区成田東三丁目三五番一一号

相続財産管理人　外村　貞

限定承認公告

本籍神奈川県相模原市松が丘二丁目二八三四番地、最後の住所神奈川県相模原市清新一丁目三番二二号　被相続人　亡　馬場　和昭

右被相続人は平成二十一年十月十七日死亡し、その相続人は平成二十二年一月十三日横浜家庭裁判所相模原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十六日

神奈川県相模原市相原一丁目三番二〇号

相続財産管理人　馬場　保光

限定承認公告

本籍岡山県高梁市備中町東油野三〇一二番地、最後の住所神戸市北区唐櫃台二丁目二三番二一号　被相続人　亡　西江　隆夫

右被相続人は平成十八年十二月十六日死亡し、その相続人は平成二十二年一月七日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十六日

神戸市北区唐櫃台二丁目二三番二一号

限定承認者　長濱　廣子

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年二月二十六日をもって投資運用業及び投資助言・代理業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに投資運用業及び投資助言・代理業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年一月二十六日

東京都港区虎ノ門一丁目二番三号虎ノ門清和ビル一一階

アバディーン投資顧問株式会社

代表取締役社長　石川　五生

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条の規定及び当社の資産流動化計画に基づき、優先資本金の額を金十億円（但し、A種優先出資について金十億円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年二月二十七日付官報の号外第三十八号二一五頁に掲載されています。

平成二十二年一月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

勝どきキャピタル特定目的会社

取締役　矢野　雅士

訂正公告

平成二十二年一月十二日（号外第六号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、「⑧平成21年12月14日」とあるは「⑧平成21年12月7日」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年一月二十六日

東京都中央区八丁堀一丁目三番二号

株式会社ウィング

代表取締役　唐原　英勝

訂正公告

平成二十一年十二月二十一日(号外第二六九号)掲載の金融商品取引業に係る事業の全部譲渡及び廃止に関する公告（枠組）中、「平成二十二年一月末日を目途に」とあるは「平成二十二年二月一日」に決定しましたので、訂正します。

平成二十二年一月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号丸の内トラストタワー本館

AllianceBernstein Investments, Inc.

（アライアンス・バーンスタイン証券会社東京支店）

日本における代表者　八木　美成

訂正公告

平成二十一年十月二十一日掲載の合併公告及び決算公告中、効力発生日「平成二十一年十一月三十日」とあるは「平成二十二年三月一日」、両社の株主総会の承認決議「平成二十二年一月二十日」とあるは「平成二十二年一月二十日」、甲の住所「徳島県板野郡上板町瀬部一一九四―一」とあるは「徳島県板野郡上板町瀬部一一六四番地一」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十二年一月二十六日

徳島県板野郡上板町瀬部一一六四番地一

（甲）上板急送株式会社

代表取締役　古川　義彦

徳島県板野郡上板町高瀬三九四―一

（乙）ジェイ・マンゴルフレンジ有限会社

代表取締役　古川　義彦

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十一年十二月二十五日（号外第二百七十三号）公布法務省告示第六百六号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の五号の特例を定める件等を廃止する件）（原稿誤り）				同月二十五日（号外第二百七十三号）法務省告示第六百六号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の五号の特例を定める件等を廃止する件）（原稿誤り）
一五七	下	終りから一〇～九	（平成二十一年十二月二十五日七月一日）	（平成二十二年一月一日）
同月二十八日（号外第二百七十五号）国土交通省告示第千三百七十八号（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件）（原稿誤り）				
三七八	下	終りから一	減じた額	減じた額（ただし、当該額が七千六百四十円を超えるときは、その額とする。）
同日（同号外）国土交通省告示第千三百七十九号（船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件）（原稿誤り）				
三七九	上	一七	減じた額	減じた額（ただし、当該額が七千六百四十円を超えるときは、その額とする。）
同日（同号外）国土交通省告示第千三百八十号（船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件）（原稿誤り）				
三七九	上	終りから一三	減じた額	減じた額（ただし、当該額が七千六百四十円を超えるときは、その額とする。）
同日（同号外）国土交通省告示第千三百八十一号（船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件）（原稿誤り）				
三七九	下		七減じた額	減じた額（ただし、当該額が七千六百四十円を超えるときは、その額とする。）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月二十六日付第一六号九

六ページ●同日付政府調達第一六号一四四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03(3587)4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）